

別表十六(九)

9欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十六(九) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資	特別償却に関する規定の該当条項	1	第	第	第	第	第	第	計
種	類	2	第	第	第	第	第	第	
産	構造・区分・設備の種類	3	第	第	第	第	第	第	
区	細目	4	第	第	第	第	第	第	
分	事業の用に供した年月日	5	平	.	.	平	.	.	平
	耐用年数	6			年			年	
当	期積立額	7			円			円	
当	期の特別償却限度額	8							
積	前期から繰り越した積立不足額又は	9							
立	合併等特別償却準備金積立不足額	10							
限	積立限度額	(8)+(9)							
度	積立限度超過額	(7)-(10)							
差	引	割増償却の場合	P76~P80参照						
引	積立不足額	(8)-(7)							
	初年度特別償却の場合	(8)-(7)-(9)							
		(7)-(9)≦0の場合は(8)							
積	翌期に繰り越すべき積立不足額	(10)-(7)	14						
立	当期において切り捨てる積立不足額又は	15							
不	合併等特別償却準備金積立不足額	16							
足	差引翌期への繰越額	(14)-(15)	17						
額	翌期額	平	.	.	平	.	.	平	.
	への内	平	.	.	平	.	.	平	.
	繰越	期	.	.	期	.	.	期	.
	の内	分	.	.	分	.	.	分	.
	繰越	計	.	.	計	.	.	計	.
	額	(17)+(18)	19						
当	期積立額のうち損金算入額	((7)と(10)のうち少ない金額)	20						
合	併等特別償却準備金積立不足額	(8)-(7)	21						
翌	積立事業年度	22	平	.	.	平	.	.	平
期	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	平	.	.	平	.	.	平
繰	期首特別償却準備金の金額	24			円			円	
越	均等益金算入による場合	(23) × $\frac{1}{84,60}$ 又は(耐用年数×12)	25						(24)の計+(25)の計
額	同上以外の場合による益金算入額	26							(25)の計+(26)の計
の	合計	(25)+(26)	27						
計	算入額	28							
算	期末特別償却準備金の金額	(24)-(27)	29						(27)の計+(28)の計

平成13年改正法附則第20条の規定の適用を受ける場合の益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (30)-(31)-(32)
			均等取崩しによる場合 (29) × $\frac{1}{84}$	(31) 以外の場合	
	29 円	30 円	31 円	32 円	33
⋮					円
⋮					
⋮					
⋮					
⋮					
⋮					
⋮					
計					

○ 別表十六（九）「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 1 号)	00016	「9」の欄の金額(「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額)
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 2 号)	00020	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 3 号)	00024	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 4 号)	00028	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	00033	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	00036	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	00039	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	00042	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 1 号)	00047	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 2 号)	00050	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 3 号)	00053	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 4 号)	00056	「9」の欄の金額(「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額)
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 5 号)	00059	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 6 号)	00062	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 7 号)	00065	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 42 条の 7 第 1 項第 8 号)	00068	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00084	
公害防止用設備の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00089	
船舶の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00092	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00095	
地震防災対策用資産の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00098	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00101	
事業革新設備等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (44 条の 3 第 1 項)	00104	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (44 条の 3 第 2 項)	00107	「9」の欄の金額(「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額)
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (44 条の 3 第 3 項)	00110	
共同利用施設の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00113	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00116	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ)	00119	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 45 条第 1 項の表の第 1 号ロ)	00122	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ)	00125	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」 (第 45 条第 1 項の表の第 1 号ニ)	00128	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00131	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00134	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	00137	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (45 条の 2 第 1 項第 1 号)	00140	「9」の欄の金額(「15」 の欄に記載がある場合 には、「15」の欄の金額 を控除した金額)
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (45 条の 2 第 1 項第 2 号)	00143	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (45 条の 2 第 1 項第 3 号)	00146	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (45 条の 2 第 2 項)	00149	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (第 45 条の 2 第 3 項)	00152	
経営基盤強化計画を実施する 指定中小企業者の機械等 の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00155	
障害者を雇用する場合の機 械等の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」 (第 46 条の 2 第 1 項)	00158	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 1 号)	00161	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 2 号)	00164	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 3 号)	00167	
	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 4 号)	00170	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00173	「9」の欄の金額（「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額）
事業所内託児施設等の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00176	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00179	
特定再開発建築物等の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00182	
倉庫用建物等の割増償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3 項」 又は「第 12 項」	00185	

○ 別表十六（九）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 1 号)	00015	「20」の欄の金額
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 2 号)	00019	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 3 号)	00023	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 5 第 1 項第 4 号)	00027	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	00032	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	00035	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	00038	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
中小企業者等が機械等を取 得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	00041	「20」の欄の金額
事業基盤強化設備等を取 得した場合等の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 1 号)	00046	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 2 号)	00049	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 3 号)	00052	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 4 号)	00055	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 5 号)	00058	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 6 号)	00061	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 7 号)	00064	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (42 条の 7 第 1 項第 8 号)	00067	
沖縄の特定中小企業者が 経営革新設備等を取 得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00083	
公害防止用設備の特別償 却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00088	
船舶の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00091	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
関西文化学術研究都市の 文化学術研究地区におけ る文化学術研究施設の特 別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00094	「20」の欄の金額
地震防災対策用資産の特 別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00097	
集積区域における集積産 業用資産の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00100	
事業革新設備等の特別償 却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (44 条の 3 第 1 項)	00103	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (44 条の 3 第 2 項)	00106	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (44 条の 3 第 3 項)	00109	
共同利用施設の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00112	
新用途米穀加工品等製造 設備の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00115	
特定地域における工業用 機械等の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ)	00118	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ロ)	00121	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ)	00124	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ニ)	00127	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取 得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00130	「20」の欄の金額
沖縄の自由貿易地域及び 特別自由貿易地域におい て工業用機械等を取 得した場合の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00133	
沖縄の離島地域における 旅館業用建物等の特別償 却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00136	
医療用機器等の特別償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 1 項第 1 号)	00139	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 1 項第 2 号)	00142	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 1 項第 3 号)	00145	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 2 項)	00148	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 45 条の 2 第 3 項)	00151	
経営基盤強化計画を実施 する指定中小企業者の機 械等の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00154	
障害者を雇用する場合の 機械等の割増償却等	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 46 条の 2 第 1 項)	00157	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表 の第 1 号)	00160	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の 機械等の割増償却等	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 46 条の 2 第 2 項の表の第 2 号)	00163	「20」の欄の金額
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 46 条の 2 第 2 項の表の第 3 号)	00166	
	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」 (第 46 条の 2 第 2 項の表の第 4 号)	00169	
支援事業所取引金額が増 加した場合の三年以内取 得資産の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00172	
事業所内託児施設の割増 償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00175	
高齢者向け優良賃貸住宅 の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00178	
特定再開発建築物等の割 増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00181	
倉庫用建物等の割増償却	「第 52 条の 3 第 1 項」又は「第 11 項」	00184	